

売買取引の方法の策定及び公表

・売買取引の方法

【条例第 21 条の 2】

- 1 卸売業者は、市場において行う卸売の売買取引の方法については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(以下「相対取引」という。)によらなければならない。
- 2 省略
- 3 卸売業者は、次に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - (1) 物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
 - (3) 前2号以外に取引の公正を確保するため特に必要があると認めた場合
- 4 卸売業者は、相対取引による卸売をする場合において、買受人その他卸売を受ける者(以下「買受人等」という。)に対し公平に取引できる機会を与えなければならない。
- 5 卸売業者は、相対取引による卸売をする場合において、市場における取引の秩序を乱すことのないよう努めなければならない。

【規則第 17 条】

卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行われなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

・卸売物品の買受人等の明示及び引取り

【条例第 30 条】

- 1 卸売業者は、その卸売をした物品を買受けた買受人等が明らかにしなければならない。
- 2 買受人等は卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、買受人等が引取りを怠ったと認められるときは、買受人等の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含む。以下同じ。)が同項の買受人等に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人等に請求することができる。

・売買取引の制限

【条例第 31 条】

市長はせり売又は入札での卸売の場合、次のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め又はせり直し、若しくは再入札を命じなければならない。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格を生じたとき、又はその恐れがあると認めるとき。

・受託物品の即日販売等

【規則第 14 条】

- 1 卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した受託物品をその日のうちに上場して販売しなければならない。ただし、委託者の指示又は市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、貯蔵品の上場を勧告することがある。

・上場の順位

【規則第 15 条】

- 1 物品の上場は、同種物品の市場到着順とする。
- 2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による物品とが、同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。
- 3 卸売業者は、前2項の規定にかかわらず相当の理由があるときは、上場の順位を変更することができる。

・せり売の方法

【規則第 19 条】

- 1 せり人は、せり売をしようとする物品について、品目、産地、規格又は等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。
- 2 せり落としは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は状況に応じ、これを減ずることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品については、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。
- 4 せり人は、最高価格の申込者が、2人以上あるときは、抽選その他公正な方法によって、せり落とし人を決定しなければならない。
- 5 せり人は、せり落とし人が決定したときは、価格、数量及び氏名、名称又は番号を呼び上げなければならない。

・入札の方法

【規則第 20 条】

- 1 入札は、販売しようとする物品について、品目、産地、規格又は等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者(以下「入札者」という。)に対し、次に掲げる事項を記載した入札票を提出させて行うものとする。
 - (1) 入札者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 入札する物品の品目、規格又は等級、単価、数量及び金額
 - (3) 卸売業者の氏名又は名称
- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札者をもって落札者とする。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、入札について準用する。

・入札の無効

【規則第 21 条】

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は、無効とする。
 - (1) 入札者を確認し難いとき。
 - (2) 入札金額その他記載事項が不明なとき。
 - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したとき。
 - (4) 入札に際し、不当又は不正な行為があったとき。
- 2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札の際、その理由を明示し、当該入札が無効な旨を掲示するとともに、再入札をしなければならない。

・異議の申立て

【規則第 22 条】

- 1 せり売又は入札に参加した者がせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちに市長に申し立てることができる。
- 2 市長は、前項の異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

・販売原票等の作成

【規則第 31 条】

- 1 卸売業者は、売買契約が成立したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した販売原票を作成しなければならない。
 - (1) 販売した物品の品目、出荷者名、規格又は等級、数量、金額(消費税額を除く。)及び買受人名
 - (2) 販売した月日
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、これを買受人に交付しなければならない。